|  |
| :---: |
| 目 次 |

○告 示
－平成 30 年綾部市議会 6 月定例会招集告示
（総務課）•••1
－地縁団体変更告示（戸奈瀬町自治会）
（市民協働課）•••2
－平成 30 年度第 1 回綾部市総合教育会議招集告示
（学校教育課）•••3
－綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正
（民生児童課）•••4
－地縁団体変更告示（小貝自治会）
（市民協働課）•••5
－綾部市公共下水道供用開始告示
（下水道課）••• 6
○公 告
－綾部市職員採用試験について
（総務課）•••8
－公共下水道管渠築造（30－
3 ）工事公募型指名競争入札
（取り抜け方式）について
（監理課）•••17
－公共下水道管渠築造（30－
4 ）工事公募型指名競争入札
（取り抜け方式）について
（監理課）•••28
－市道和木旧府道線道路災害復旧工事条件付一般競争入札に ついて
（監理課）•••39
－農業経営基盤強化促進法に基 づく農用地利用集積計画の縦覧について
（農業委員会）•••49
－公示送達
(市民•国保課) •••50
－公示送達
（税務課）•••51
－公共下水道管渠築造（30－
2 ）工事公募型指名競争入札
について
（監理課）•••52
－林道木住支線•神田線•水梨細谷線復旧工事条件付一般競争入札について
（監理課）•••63
－市道野田須知山線清掃工場
線道路災害復旧工事条件付
一般競争入札について
（監理課）•••74
－林道瀬尾谷線•笹尾線•真野線復旧工事条件付一般競争入札について
（監理課）•••84
－中筋小学校屋内運動場屋根改
修工事条件付一般競争入札に
ついて
（監理課）•••94
－綾部市公共下水道事業計画変
更の縦覧について
（下水道課）•••104
－認可地縁団体が所有する不動
産の登記移転等に係る公告
（市民協働課）•••105
〇消防本部告示
－綾部市火災予防条例に基づく
指定催しについて

○教育委員会告示
－平成 30 年第 6 回綾部市教育
委員会招集告示

綾部市告示第117号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 67 号）第 101 条の規定に基づき，平成 30 年 6 月 12 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

平成 30 年 6 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第118号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので，地方自治法 （昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 30 年 6 月 19 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容
代表者を 綾部市戸奈瀬町道ノ上55番地の1 上 垣 高 志 に変更する。

2 変更年月日
平成 30 年 4 月 1 日

3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第119号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第1 6 2 号）第1条の4の規定により，平成 30 年度第 1 回綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

平成 30 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 日 時 平成 30 年 6 月 26 日（火）午後 1 時 30 分から
2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター第 1 会議室
3 協議事項
（1）小中一貫教育進捗状況について
（2）教育大綱（第1期）進捗状況について

綾部市告示第120号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第5 2号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表備考の項中「第24項」を「第25項」に改め，「第60条第1項」の次に「並び に所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第1 5号）附則第76条第1項，第 77 条第1項，第77条第2項，第80条，第81条及び第82条第1項」を加える。

附 則
この告示は，平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

綾部市告示第121号

地縁による団体「小貝自治会」において告示事項の変更があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成 30 年 6 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容
代表者を 綾部市小貝町岼57番地 酒 井 雅 道 に変更する。

2 変更年月日
平成 30 年 4 月 15 日

3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第122号

下水道法（昭和 3 3 年法律第7 9号）第9条の規定に基づき，供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお，図面は，綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成 3 0 年 7 月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 供用を開始すべき年月日

2 下水を排除すべき区域

平成 3 0 年 7月 1日

相生町の一部，青野町の一部，西町三丁目の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置相生町の一部，青野町の一部，西町三丁目の一部

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始すべき年月日

6 下水を処理すべき区域

平成30年 7月1日

相生町の一部，青野町の一部，西町三丁目の一部

7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
（1）位置 高津町横枕8番地
（2）名称 綾部浄化センター


綾部市公告第67号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

平成 30 年 6 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 平成 30 年度綾部市職員採用試験を，別紙要項のとおり実施します。
2 本試験の合格者は，「平成 30 年度•平成 31 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し， 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

# 平成 3 0 年度 第1回綾部市職員採用試験案内 

## 事務職員•土木技師

－第1次試験 7月22日（日）


住んでよかった…
ゆつたいやすらざの
田園部市•機部

## ～綾部市の求める人物像～

綾部市では，「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して，次に掲げる人材を求めています。
（1）人権意識の高い人間性豊かな瞕員
（2）市民から信頼される職員
（3）組織を活性化し，積極的に自己啓発に取り組む職員
（4）時代の変化に対応できる職員


## ～先輩職員から一言！～

平成29年度採用
下水道課 地域排水担当職員

水道水が飲めること，川の水が美しいこと，ト イレが水洗であること等は実は当たり前にある ものではなく，行政が行う様々な事業により支え られています。そんな市民の生活基盤を支える仕事に携わり，より便利で清潔で安全な 当たり前＂ を創り出す。そういうところにやりがいを感じて います。

市役所の仕事は実に幅広く，楽しいことだけで なく辛いこともありますが，私たち職員の目的は綾部をよりよくすることだと思っています。一緒 に「住み続けられるまち 綾部」を創っていきま しょう！

## 1 試験区分，採用予定人員，受験資格及び職務内容

| 式或区分 | 人 둘 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事務職員 | $\begin{gathered} 5 \text { 名 } \\ \text { 程度 } \end{gathered}$ | 平成 2 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日まで に生まれた方で，最終学歴が学校教育法による大学，短期大学，高等専門学校又は高等学校（それぞ れ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方（高等学校を平成31年3月卒業見込みの方は除く。） | 一般事務に従事 |
| 土木技師 | $\begin{aligned} & 5 \text { 名 } \\ & \text { 程度 } \end{aligned}$ | （1）昭和58年4月2日から平成12年4月1日 までに生まれた方で，最終学歴が学校教育法による大学，短期大学，高等専門学校又は高等学校（それ ぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方で，専門課程 （土木）を修得した方又は修得見込みの方 <br> （2）昭和58年4月2日から平成10年4月1日 までに生まれた方で，（1）と同程度の学力（学歴 は問わない）及び技術を有する方 | 土木関係業務 に従事 |

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
～地方公務員法第16条（抄）
（1）成年被後見人又は被保佐人
（2）禁銅以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（3）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から 2 年を経過しない者
（4）日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

## 2 試験の日時及び場所

|  | 日 時 |
| :---: | :---: |
| 第 1 次試験 | 平成 30 年 7 月 22 日（日） <br> 午前 9 時 30 分 <br> （受付 ：午前 9 時から） |
| 第 2 次試験 | 平成 30 年 9 月上旬 <br> ※詳細は，第 1 次試験合格者に文書で通知します。 |
| （綾部市芇若竹所） |  |

※ 大雨など自然災害により，やむを得ず試験の日程•開始時刻を変更することがあります。そ の場合は，綾部市ホームページ（http：／／www．city．ayabe．lg．jp／）でお知らせします。

## 3 試験の方法及び内容

| 試跨方法 |  |
| :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 第 } 1 \text { 次 } \\ & \text { 試 験 } \end{aligned}$ | （1）一般教養試験 <br> （2）適性検査 <br> （3）専門試験（午後） |
| 第2次 <br> 試 験 | （1）作文試験（作題指定） <br> （2）面接試験 |
| 第 3 次 <br> 試 験 | （1）面接試験 |

## 政栚内容

| 一般教養試験 | 公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会，人文に関する一般知識並びに文章理解，判断推理，数的推理及 び資料解釈に関する一般知能）択一式。 出題数 40 題。試験時間 120 分。試験問題は学歴別。 |
| :---: | :---: |
| 適性検査 | 職員としての適応性を正確さ，迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数 100 題。試験時間 10 分。 |
| 専門試験 <br> （土木技師） | 専門的知識についての筆記試験（数学•物理，応用力学，水理学，土質工学，測量，土木計画（都市計画を含む），材料•施工）。択一式。出題数 30 題。 <br> 試験時間 1 時間 30 分～ 2 時間。試験問題は学歴別。 |
| 作文試験 | 文章表現力，課題理解力，文章構成力等についての試験 |

## 4 受験申込手続及び申込受付期間

| 中込管 <br> 入手方法 | 申込書は，市役所総務課にて配布しています。綾部市ホームページ （http：／／www．city．ayabe．1g．jp／）からでもダウンロード可能です。 |
| :---: | :---: |
| 中込方法 | 採用試験申込書に必要事項を記入し，本人署名の上，最近 6 か月以内に撮影した本人の写真（上半身，無帽，正面向き）を貼り，申込先へ直接持参又 は郵送してください。郵送で申し込まれる場合は，必ず簡易書留郵便とし，表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に 82 円分の切手を貼った返信用封筒（長3）を必ず同封してください。 <br> ※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 <br> ※受験票が平成 30 年 7 月 9 日（月）までに到着しないときは，上記問い合 わせ先までご連絡ください。 |
| 申込先 | $\overline{\mathrm{T}} 623-8501$ <br> 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1 <br> 綾部市総務部総務防災室総務課 職員•人事担当 |
| 愛付期䦩 | 平成30年6月8日（金）～平成30年6月29日（金） <br> 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 <br> ただし，土曜日•日曜日を除きます。 <br> 郵送の場合は，締切日の午後 5 時 15 分までに市役所へ到着したものに限 り受け付けます。 <br> ※受付期間終了後は，どのような理由があっても受付できません。 |
| その他 | 身体に障害があり，試験に際して配慮を要する場合は，あらかじめご連絡 ください。 |

※採用試験申込みにより取得した個人情報については，採用試験の目的以外には利用しません。

## 5 合格発表

（1）第 1 次試験合格発表
（1）平成30年8月3日（金）午前10時00分発表
（2）合格者本人に通知するほか，次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示（平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 6 時まで）
○綾部市ホームページ（掲載期間：平成 30 年 8 月 10 日（金）午後 5 時まで） http：／／www．city．ayabe．1g．jp／※電話等による合否の問合わせには応じられません。
（2）第2次試験合格発表
（1）平成30年9月下旬（予定）
（2）受験者本人に合否を通知します。
（3）第3次試験合格発表
（1）平成30年10月下旬（予定）
（2）受験者本人に合否を通知します。


## 6 合格から採用まで

この試験の最終合格者は，「平成 30 年度•平成 31 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され，原則として平成31年4月1日に採用されますが，すでに基準学歴の学校を卒業さ れている方は，平成 30 年度中の採用になる場合があります。

なお，平成 31 年度綾部市職員採用候補者名簿は，平成 32 年 3 月 31 日まで有効です。

## 7 給与，福利厚生等

（平成30年4月1日現在）

| 区 分 | 大＊＊＊の新卒䔩 |  | 高校の新卒整 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 初任給 <br> （月額） | 179， 200 円 | 159， 800 円 | 147，100円 |

※ 1 給与は，職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
※2 その他期末，勤勉，通勤手当等が支給されます。
※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は，その定めるところによります。
$※ 4$ 既卒者については，規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し，医療保険や年金制度，健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 8 試験結果の開示

この試験結果については，綾部市個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定により，口頭で開示 を請求することができます。

なお，電話，はがき等による請求では開示できませんので，受験者本人が，本人であることを証明する書類（受験票，運転免許証，学生証等）を持参の上，直接お越しください。

| 洓盛 | 第1次試会 | 等2次㰻会 | 第3坎㰻会 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 開示請求 できる者 | 不合格者 | 不合格者 | 不合格者 |
| 開示内容 | 第 1 次試験の順位及び総合得点 | 第2次試験の順位及び総合得点 | 第3次試験の順位及び総合得点 |
| 開示期間 | 平成30年8月3日 <br> （金）から1か月間（た だし，土，日曜日及び祝日を除く。） | 第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし，土，日曜日及び祝日を除く。） | 最終合格発表の日（通知の日）から 1 か月間（た だし，土，日曜日及び祝日を除く。） |
| 開示場所等 | 綾部市役所本庁舎 2 階（綾部市総務部総務課） <br> 午前 8 時 30 分（開示期間の初日は午前 10 時）から午後 5 時 15 分まで |  |  |

## 第1次試験会場（綾部市役所）案内図

＊試験会場は，駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。


## 綾 部 市 役 所



綾部市公告第 68 号

下水道整備事業，公共下水道管渠築造（30－3）工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。なお，この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り抜け方式）とします。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

（1）工事番号
第 43035 号
（2）工事名
公共下水道管渠築造（30－3）工事
（3）工事場所
（4）工事内容
（5）工事概要
綾部市田野町外（別添位置図参照）
本工事は，下水道整備事業に伴ら下水管渠を開削工法により整備す るものです。工事区間は生活道路となっているため，歩行者•車両等の通行確保，安全対策，環境対策には万全の配慮が必要です。
管渠工 VU200 $\mathrm{L}=689 \mathrm{~m}$
管渠工 VU150 L＝94m
マンホール設置工 $\mathrm{N}=23$ 基
汚水桝及び取付管工 $\mathrm{N}=26$ 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
（6）予定工期平成30年7月10日から
平成 31年2月24日まで（230日間）

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき，本市が資格認定した者とします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また，申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けてい るものであること。
（4）平成30年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で，土木工事の総合評点 が 850 点以上であること。
（5）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていな

いこと。
（6）請負金額5，0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし，この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし，民間工事や下請実績は認めません。また，この施工実績はコリン ズ又は請負契約書などで確認できること。
（7）土木工事に係る監理資格を有した技術者を，監理技術者として工事現場に専任 で配置し得ること。
（8）配置予定とする現場代理人の技術資格•工事経験については問わないが，現場代理人，監理技術者は，申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるこ と。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
（9）各営業所における専任の技術者は，本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類
（1）公募型指名競争入札参加申請書
－電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし，紙入札希望業者は，「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出す ること。
（2）技術資料及び資格者証等の写し
－電子入札システムで，公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は，（1）の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式— 3 ）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
－「同種工事又は類似工事の施工実績」には，2（6）に該当する工事を記載し，資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま す。）
－「当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格」には，それぞれ配置予定者について記載することとし，監理技術者の法令による免許欄には，2
（7）に該当する技術資格を記載し，資料として技術者証の写しを添付するこ と。
－2（8）を確認する資料として，所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月11日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は 4，830円です。
（2）入札参加申請書の受付
（1）期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで
平成 30 年 6 月 15 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 14 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知
（1）入札通知書及び非指名通知書については，平成30年6月中旬に電子入札シス テムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）非指名通知書を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年6月21日（木）から平成 30 年 6 月 22 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによることとし ますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年6月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファ ックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行いま せん。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）期間 平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 7 月 2 日（月）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は 6 月 29 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 2 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。 （https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によるこ と。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法に ついては，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によ ること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 3 日（火）午後 1 時 30 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 7 8 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもつて入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま す。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札通知後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）配置予定の現場代理人，監理技術者が，他の工事の受注等により配置できない と認められる場合は，本件の入札を無効とします。
（6）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱 うこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
（7）本工事は，次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。
（取り抜け方式の適用工事）

| 対象工事番号及び工事名 | 落札決定順位 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第430 35 号 <br> 公共下水道管渠築造（30－3）工事 | 1 | 本案件 |
| 第 43036 号 <br> 公共下水道管渠築造（30－4）工事 | 2 |  |

13 問い合わせ先
綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号
$623-8501$
所 在 地 京都府綾部市若竹町8－1
綾部市役所本庁東3階
電話番号 $0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．1g．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年
月
日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

様式－2

## 公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日
綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
© ${ }^{\text {® }}$

電 話 番 号
F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく，添付書類を添えて提出します。

なお，本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

工事番号
工事名
工事場所
添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 -3
技
術
資
料

住 所
名 称

## 1 同種工事又は類似工事の施工実績



2 当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格




綾部市公告第 69 号

下水道整備事業，公共下水道管渠築造（30－4）工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。なお，この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り抜け方式）とします。

平成 30 年 6 月 11 日
綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

（1）工事番号
第 43036 号
（2）工事名
公共下水道管渠築造（30－4）工事
（3）工事場所
（4）工事内容
（5）工事概要
（6）予定工期綾部市上野町外（別添位置図参照）本工事は，下水道整備事業に伴ら下水管渠を開削工法等により整備 するものです。工事区間は生活道路となっているため，歩行者•車両等の通行確保，安全対策，環境対策には万全の配慮が必要です。管渠工 VU200 L＝ 239 m
管渠工 VU150 L $=98 \mathrm{~m}$
管渠工推進管 $250 \quad \mathrm{~L}=27 \mathrm{~m}$
マンホール設置工 $\mathrm{N}=17$ 基
汚水桝及び取付管工 $\mathrm{N}=60$ 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
平成30年7月10日から
平成 31年2月24日まで（230日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき，本市が資格認定した者とします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また，申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けてい るものであること。
（4）平成30年度の指名競争入札参加資格審查結果通知書で，土木工事の総合評点 が 850 点以上であること。
（5）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月

31 日の間において，完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていな いこと。
（6）請負金額5，0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし，この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし，民間工事や下請実績は認めません。また，この施工実績はコリン ズ又は請負契約書などで確認できること。
（7）土木工事に係る監理資格を有した技術者を，監理技術者として工事現場に専任 で配置し得ること。
（8）配置予定とする現場代理人の技術資格•工事経験については問わないが，現場代理人，監理技術者は，申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるこ と。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
（9）各営業所における専任の技術者は，本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類
（1）公募型指名競争入札参加申請書
－電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし，紙入札希望業者は，「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出す ること。
（2）技術資料及び資格者証等の写し
－電子入札システムで，公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。
紙入札希望業者は，（1）の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式— 3 ）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
－「同種工事又は類似工事の施工実績」には，2（6）に該当する工事を記載し，資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま す。）
－「当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格」には，それぞれ配置予定者について記載することとし，監理技術者の法令による免許欄には，2
（7）に該当する技術資格を記載し，資料として技術者証の写しを添付するこ と。
－2（8）を確認する資料として，所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間
平成 30 年 6 月 11 日（月）午前 9 時から
（2）方法京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid. jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は5，140円です。
（2）入札参加申請書の受付
（1）期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで平成 30 年 6 月 15 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 14 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知
（1）入札通知書及び非指名通知書については，平成30年6月中旬に電子入札シス テムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）非指名通知書を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年6月21日（木）から
平成30年6月22日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによることとし ますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後5時（最終日は正午）までとします。
（3）対象指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成 30 年 6 月 25 日（月）午後 5 時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファ ックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行いま せん。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）期間 平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで平成 30 年 7 月 2 日（月）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は 6 月 29 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 2 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時

から午後 2 時までとします。
（2）方法
電子入札システムからの提出とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ と。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法に ついては，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によ ること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 3 日（火）午後1時 45 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま す。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札通知後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）配置予定の現場代理人，監理技術者が，他の工事の受注等により配置できない

と認められる場合は，本件の入札を無効とします。
（6）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱 うこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
（7）本工事は，次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。
（取り抜け方式の適用工事）

| 対象工事番号及び工事名 | 落札決定順位 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第 43035 号 <br> 公共下水道管渠築造（30－3）工事 | 1 |  |
| 第 43036 号 <br> 公共下水道管渠築造（30－4）工事 | 2 | 本案件 |

13 問い合わせ先
綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号 $623-8501$
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8－1
綾部市役所本庁東3階
電話番号 $0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．1g．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年
月
日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

様式－2

## 公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日
綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
© ${ }^{\text {® }}$

電 話 番 号
F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく，添付書類を添えて提出します。

なお，本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

工事番号
工事名
工事場所
添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 -3
技
術
資
料

住 所
名 称

## 1 同種工事又は類似工事の施工実績



2 当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格



## 位置図



綾部市公告第 70 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業，29災第2944号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者 は申請してください。なお，この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とし ます。

平成30年6月11日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要
（1）工事番号
第430 37号
（2）工事名
（3）工事場所 29 災第2944号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事
（4）工事概要
（5）予定工期綾部市下原町（別添位置図参照）

$$
\begin{aligned}
& 29 \text { 災第 } 2944 \text { 号 } \mathrm{L}=15.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 補強土壁工 } \mathrm{L}=15 \mathrm{~m} \\
& \text { 取付工 (石積) } \mathrm{A}=8 \mathrm{~m}^{2} \\
& \text { ガードレール撤去設置工 } \mathrm{L}=20 \mathrm{~m} \\
& \text { アスファルト舗装工 } \mathrm{A}=68 \mathrm{~m}^{2}
\end{aligned}
$$

平成30年 7月10日から
平成 30 年 10 月 27 日まで（ 110 日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき，本市が資格認定したものとします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（2）平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級 で登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で，申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていな いこと。
（4）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者が配置で きること。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

（1）一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し，紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。
（2）配置予定者名簿
電子入札システムで，一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。 ただし，紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月11日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者 は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は480円です。
（2）入札参加資格確認申請書の受付
（1）期間 平成30年6月14日（木）午前9時から午後6時まで
平成 30 年 6 月 15 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 14 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格碓認通知について
（1）一般競争入札参加資格確認通知書については，平成30年6月中旬に電子入札 システムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）資格なしの通知を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面によ りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年6月21日（木）から
平成 30 年 6 月 22 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによること としますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年6月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開シス テムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までに ファックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）日時 平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 7 月 2 日（月）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は6月29日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 2 日の午前 9 時から正午までと午後 1時から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。 （https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
（2）開札の日時平成 30 年 7 月 3 日（火）午後 2 時 00 分

## 8 入札保証金

入札保証金については，綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとし ます。

また，他の工事の受注等により，「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は，本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札参加資格確認通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札参加資格碓認後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱らこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先
綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号 623－8501
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8－1
綾部市役所本庁東3階
電話番号
$0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．lg．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由
$\qquad$
$\qquad$
$\qquad$

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

# 一般競争入札参加資格確認申請書 

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

| 住 |  | 所 |
| :--- | :--- | :--- |
| 氏 |  |  |
|  |  |  |
| 名 |  |  |
| 電 | 話 | 番 | 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので，参加資格確認申請書を提出します。

工事番号
工事名
工事場所

## 様式 -3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：
工 事 名：
商号及び名称：


## 【記載上の注意事項】

## 1）配置予定者 共通

1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので，それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
2 下段には，手持工事の有無について記載し，手持ち工事がある場合は，全ての工事に ついて工事名，請負金額，役職名，完了予定日を記載してください。（ただし，当該工事 と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は，配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人，主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみ とします。）
3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で，「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし，新 たに採用された技術者を配置する場合は，この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

## 2）主任技術者

1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
2 請負金額が 3，500万円未満の場合は，他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが，請負金額が 3，500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため，特別な場合を除き，営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし，工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は，同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は，兼務する工事の当初請負額の合計が 3，500万円未満とします。（ただし，増額等により専任義務工事となった場合 は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3 ）現場代理人

1 本工事期間中，工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし，工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし，以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。）
（1）3）の1に規定する期間。
（2）一件の入札で複数の契約をする場合。
（3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として，以下の全てを満たす工事としま す。（ただし，公告等で専任を条件としている場合は除く。）
－兼務する工事が 2 件までであること。（ただし，災害復旧工事を含む場合は，既発注分も含め 3 件までとする。）
－兼務する工事が，綾部市又は国，地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし，綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は，他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

- 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- 連絡員及び連絡体制は，工事打合簿で明確にすること。また，連絡員は，元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが，ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
（4）兼務する工事が技術者非専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，次の全てを満たす工事とします。
- 兼務する工事が，綾部市内であること。
- 兼務する工事の当初請負金額の合計が 3，500万円未満であること。
（5）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，近接関連工事であること。


綾部市公告第 71 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条の規定により，農用地利用集積計画を定めたので，同法第19条の規定により次のとおり公告し，縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 15 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所
綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間
平成 3 0 年 6 月 15 日から平成 30 年 6 月 28 日まで

綾部市公告第 72 号

次の書類は，送達を受けるべき者の所在が不明であるため，綾部市市民環境部市民•国保課にお いて保管し，送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに，地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

平成 3 0年6月18日

綾部市長 山 崎 善 也
（以下掲示済）

綾部市公告第 73 号

次の書類は，地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。
なお，送達すべき書類は，綾部市総務部税務課において保管し，送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 6月22日

綾部市長 山 崎 善 也
（以下掲示済）

綾部市公告第 74 号

下水道整備事業，公共下水道管渠築造（30－2）工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。なお，この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成30年6月25日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

（1）工事番号
第 43042 号
（2）工事名
公共下水道管渠築造（30－2）工事
（3）工事場所
（4）工事内容
（5）工事概要
（6）予定工期綾部市田野町（別添位置図参照）
本工事は，下水道整備事業に伴ら下水管渠を開削工法により整備す るものです。工事区間は生活道路となっているため，歩行者•車両等の通行確保，安全対策，環境対策には万全の配慮が必要です。管渠工 VU200 $\mathrm{L}=501 \mathrm{~m}$
管渠工 VU150 L＝382m
管渠工 VP75 L＝501m
マンホール設置工 $\mathrm{N}=35$ 基
汚水桝及び取付管工 $\mathrm{N}=44$ 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
平成30年7月24日から
平成 31年3月31日まで（251日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき，本市が資格認定した者とします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また，申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結 する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けてい るものであること。
（4）平成30年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で，土木工事の総合評点 が 900点以上であること。
（5）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月

31 日の間において，完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていな いこと。
（6）請負金額5，0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし，この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし，民間工事や下請実績は認めません。また，この施工実績はコリン ズ又は請負契約書などで確認できること。
（7）土木工事に係る技術者を，監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
（8）配置予定とする現場代理人の技術資格•工事経験については問わないが，現場代理人，監理技術者は，申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるこ と。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
（9）各営業所における専任の技術者は，本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類
（1）公募型指名競争入札参加申請書
－電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし，紙入札希望業者は，「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出す ること。
（2）技術資料及び資格者証等の写し
－電子入札システムで，公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及 び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量 については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。紙入札希望業者は，（1）の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式— 3 ）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
－「同種工事又は類似工事の施工実績」には，2（6）に該当する工事を記載し，資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま す。）
－「当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格」には，それぞれ配置予定者について記載することとし，監理技術者の法令による免許欄には，2
（7）に該当する技術資格を記載し，資料として技術者証の写しを添付するこ と。
－2（8）を確認する資料として，所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月25日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は6，550円です。
（2）入札参加申請書の受付
（1）期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで
平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 28 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知
（1）入札通知書及び非指名通知書については，平成30年7月上旬に電子入札シス テムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）非指名通知書を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年7月5日（木）から

$$
\text { 平成 } 30 \text { 年 } 7 \text { 月 } 6 \text { 日 (金) 正午まで }
$$

（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによることとし ますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後5時（最終日は正午）までとします。
（3）対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システム に掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファッ クスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行いませ ん。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）期間 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は 7 月 13 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 17 日の午前 9 時から正午までと午後 1時から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。 （https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によるこ と。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法に ついては，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によ ること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 9 時 30 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもつて入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま す。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札通知後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）配置予定の現場代理人，監理技術者が，他の工事の受注等により配置できない と認められる場合は，本件の入札を無効とします。
（6）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱 らこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先
綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号 623－8501
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8－1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 $0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．lg．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年
月
日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

様式－2

## 公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日
綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
© ${ }^{\text {® }}$

電 話 番 号
F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく，添付書類を添えて提出します。

なお，本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

工事番号
工事名
工事場所
添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 -3
技
術
資
料

住 所
名 称

## 1 同種工事又は類似工事の施工実績

| 工事名称等 | 工 事名 称 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 工 発注機関名 |  |  |
|  | 事 施工場所 |  |  |
|  | 称 契約金額 |  |  |
|  | 等 工 期 | 平成 年 月～平成 年 月 | 平成 年 月～平成 年 月 |
|  | 受注形態等 | 単体／J V（出資比率 \％） | 単体／J V（出資比率 \％） |
| 工 事 概 要 等 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 技術的特記事項 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

2 当該工事に配置予定の現場代理人，監理技術者の資格




綾部市公告第 75 号

林道施設災害復旧事業，林道木住支線•神田線•水梨細谷線復旧工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。 なお，この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 30 年 6 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要
（1）工事番号
第 4 3 0 4 3 号
（2）工事名
林道木住支線•神田線•水梨細谷線復旧工事
（3）工事場所
綾部市五泉町外（別添位置図参照）
（4）工事概要

$$
\begin{aligned}
& \text { 木住支線 } \mathrm{L}=32 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=3 \mathrm{~m} \\
& 1 \text { 号箇所 } \mathrm{L}=13.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 重力式コンクリート擁壁工 } \mathrm{L}=3.0 \mathrm{~m} \\
& 2 \text { 号箇所 } \mathrm{L}=6.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 鋼製 } \mathrm{L} \text { 型擁壁工 } \mathrm{L}=6.0 \mathrm{~m} \\
& 3 \text { 号箇所 } \mathrm{L}=13.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 二段式コンクリート擁壁工 } \mathrm{L}=13.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 神田線 } L=8 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=3 \mathrm{~m} \\
& 1 \text { 号箇所 } \mathrm{L}=8.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 鋼製 } \mathrm{L} \text { 型擁壁工 } \mathrm{L}=8.0 \mathrm{~m} \\
& \text { 水梨細谷線 } \mathrm{L}=70 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=2 \mathrm{~m} \\
& 1 \text { 号箇所 } \mathrm{L}=22 \text {. } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { 法面保護工 } \mathrm{A}=251.6 \mathrm{~m}^{2} \\
& 2 \text { 号箇所 (その1) } \mathrm{L}=9 \text {. } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=9.0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=29.8 \mathrm{~m}^{2} \\
& 2 \text { 号箇所 (その } 2 \text { ) } \mathrm{L}=12.0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=12.0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=45.9 \mathrm{~m}^{2} \\
& 3 \text { 号箇所 (その } 1 \text { ) } \mathrm{L}=6 \text {. } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=6.0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=18.2 \mathrm{~m}^{2} \\
& 3 \text { 号箇所 (その 2) } \mathrm{L}=6 \text { 。 } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=6.0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=16.9 \mathrm{~m}^{2} \\
& 3 \text { 号箇所 (その } 3 \text { ) } \mathrm{L}=3 \text {. } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=3 . \quad 0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=8 . \quad 5 \mathrm{~m}^{2} \\
& 3 \text { 号箇所 (その4) } \mathrm{L}=12 \text {. } 0 \mathrm{~m} \\
& \text { ブロック積工 } \mathrm{L}=9.0 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=21.4 \mathrm{~m}^{2}
\end{aligned}
$$

（5）予定工期 平成30年7月24日から
平成 30 年12月20日まで（150日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき，本市が資格認定したものとします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又はA等級で登録されており，平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で，申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていな いこと。
（4）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者が配置で きること。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類
（1）一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し，紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
（2）配置予定者名簿
電子入札システムで，一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。 ただし，紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月25日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者 は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は1，790円で す。
（2）入札参加資格確認申請書の受付
（1）期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 28 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格碓認通知について
（1）一般競争入札参加資格確認通知書については，平成30年7月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）資格なしの通知を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面によ りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年7月5日（木）から平成 30 年 7 月 6 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによること としますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までにフ アックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行 いません。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は 7 月 13 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 17 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。
（2）方法
電子入札システムからの提出とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法

については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 9 時 45 分

## 8 入札保証金

入札保証金については，綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとし ます。

また，他の工事の受注等により，「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は，本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札参加資格確認通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札参加資格碓認後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱らこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号 623－8501
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8－1
綾部市役所本庁東3階
電話番号
$0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．1g．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由
$\qquad$
$\qquad$
$\qquad$

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

# 一般競争入札参加資格確認申請書 

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

| 住 |  | 所 |
| :--- | :--- | :--- |
| 氏 |  |  |
|  |  |  |
| 名 |  |  |
| 電 | 話 | 番 | 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので，参加資格確認申請書を提出します。

工事番号
工事名
工事場所

## 様式 -3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：
工 事 名：
商号及び名称：


## 【記載上の注意事項】

## 1）配置予定者 共通

1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので，それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
2 下段には，手持工事の有無について記載し，手持ち工事がある場合は，全ての工事に ついて工事名，請負金額，役職名，完了予定日を記載してください。（ただし，当該工事 と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は，配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人，主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみ とします。）
3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で，「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし，新 たに採用された技術者を配置する場合は，この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

## 2）主任技術者

1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
2 請負金額が 3，500万円未満の場合は，他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが，請負金額が 3，500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため，特別な場合を除き，営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし，工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は，同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は，兼務する工事の当初請負額の合計が 3，500万円未満とします。（ただし，増額等により専任義務工事となった場合 は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3 ）現場代理人

1 本工事期間中，工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし，工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし，以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。）
（1）3）の1に規定する期間。
（2）一件の入札で複数の契約をする場合。
（3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として，以下の全てを満たす工事としま す。（ただし，公告等で専任を条件としている場合は除く。）
－兼務する工事が 2 件までであること。（ただし，災害復旧工事を含む場合は，既発注分も含め 3 件までとする。）
－兼務する工事が，綾部市又は国，地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし，綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は，他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

- 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- 連絡員及び連絡体制は，工事打合簿で明確にすること。また，連絡員は，元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが，ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
（4）兼務する工事が技術者非専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，次の全てを満たす工事とします。
- 兼務する工事が，綾部市内であること。
- 兼務する工事の当初請負金額の合計が 3，500万円未満であること。
（5）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，近接関連工事であること。


綾部市公告第 76 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業，29災第2953号 市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。なお，この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 30 年 6 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要
（1）工事番号
第430 44号
（2）工事名
29 災第 2953 号
市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事
（3）工事場所綾部市野田町（別添位置図参照）
（4）工事概要
$\mathrm{L}=47.8 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=4.1 \sim 5.1 \mathrm{~m}$ コンクリートブロック積工 $\mathrm{A}=134 \mathrm{~m}^{2}$小口止工 $\mathrm{N}=5$ 基
取付工（石積）$\quad \mathrm{A}=11 \mathrm{~m}^{2}$
ガードレール基礎工 $\mathrm{L}=7.0 \mathrm{~m}$ ガードレール撤去設置工 $\mathrm{L}=9.0 \mathrm{~m}$ アスファルト舗装工（表層•路盤） $\mathrm{A}=30 \mathrm{~m}^{2}$
（5）予定工期平成30年 7 月 24 日から
平成 30 年 12 月 20 日まで（ 150 日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき，本市が資格認定したものとします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA 1 等級又はA等級で登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で，申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていな いこと。
（4）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者が配置で きること。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類
（1）一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し，紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
（2）配置予定者名簿
電子入札システムで，一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。 ただし，紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月25日（月）午前 9 時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者 は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は950円です。
（2）入札参加資格確認申請書の受付
（1）期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から正午まで ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 28 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格碓認通知について
（1）一般競争入札参加資格確認通知書については，平成30年7月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）資格なしの通知を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面によ りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年7月5日（木）から
平成 30 年 7 月 6 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによること

としますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後5時までにフ アックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行 いません。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで ただし，紙入札者の提出は 7 月 13 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 17 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 10 時 00 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとし ます。

また，他の工事の受注等により，「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は，本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札参加資格確認通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札参加資格碓認後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱うこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先綾部市建設部監理課契約•指導検査担当郵便番号 623－8501
所 在 地 京都府綾部市若竹町8－1
綾部市役所本庁東3階

| 電話番号 | $0773-42-4276$ |  |
| :--- | :---: | :--- |
| FAX番号 | $0773-42-4406$ | （直通） |
| E－mail |  |  |

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由
$\qquad$
$\qquad$
$\qquad$

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

# 一般競争入札参加資格確認申請書 

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

| 住 |  | 所 |
| :--- | :--- | :--- |
| 氏 |  |  |
|  |  |  |
| 名 |  |  |
| 電 | 話 | 番 | 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので，参加資格確認申請書を提出します。

工事番号
工事名
工事場所

## 様式 -3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：
工 事 名：
商号及び名称：


## 【記載上の注意事項】

## 1）配置予定者 共通

1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので，それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
2 下段には，手持工事の有無について記載し，手持ち工事がある場合は，全ての工事に ついて工事名，請負金額，役職名，完了予定日を記載してください。（ただし，当該工事 と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は，配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人，主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみ とします。）
3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で，「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし，新 たに採用された技術者を配置する場合は，この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

## 2）主任技術者

1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
2 請負金額が 3，500万円未満の場合は，他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが，請負金額が 3，500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため，特別な場合を除き，営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし，工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は，同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は，兼務する工事の当初請負額の合計が 3，500万円未満とします。（ただし，増額等により専任義務工事となった場合 は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3 ）現場代理人

1 本工事期間中，工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし，工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし，以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。）
（1）3）の1に規定する期間。
（2）一件の入札で複数の契約をする場合。
（3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として，以下の全てを満たす工事としま す。（ただし，公告等で専任を条件としている場合は除く。）
－兼務する工事が 2 件までであること。（ただし，災害復旧工事を含む場合は，既発注分も含め 3 件までとする。）
－兼務する工事が，綾部市又は国，地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし，綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は，他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

- 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- 連絡員及び連絡体制は，工事打合簿で明確にすること。また，連絡員は，元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが，ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
（4）兼務する工事が技術者非専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，次の全てを満たす工事とします。
- 兼務する工事が，綾部市内であること。
- 兼務する工事の当初請負金額の合計が 3，500万円未満であること。
（5）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，近接関連工事であること。



## 綾部市公告第77号

林道施設災害復旧事業，林道瀬尾谷線•笹尾線•真野線復旧工事に係る入札参加資格 について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。なお， この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 30 年 6 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要
（1）工事番号
第430 45号
（2）工事名
（3）工事場所
（4）工事概要
（5）予定工期
林道瀬尾谷線•笹尾線•真野線復旧工事
綾部市睦合町外（別添位置図参照）
瀬尾谷線 $\mathrm{L}=10 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=2 \mathrm{~m}$
1 号箇所 $\mathrm{L}=10$ 。 0 m
ブロック積工 $\mathrm{L}=9.47 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=24.4 \mathrm{~m}^{2}$
笹尾線 $\mathrm{L}=15 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=2 \mathrm{~m}$
1 号箇所（その 1 ） $\mathrm{L}=5.3 \mathrm{~m}$
ブロック積工 $\mathrm{L}=5.80 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=14.9 \mathrm{~m}^{2}$
1 号箇所（その2） $\mathrm{L}=9.7 \mathrm{~m}$
ブロック積工 $\mathrm{L}=4.50 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~A}=9 . \quad 1 \mathrm{~m}^{2}$
ふとん篦工 $\mathrm{L}=8 \mathrm{~m}$
真野線 $\mathrm{L}=23 \mathrm{~m} \quad \mathrm{~W}=3 \mathrm{~m}$
1 号箇所 $\mathrm{L}=23.0 \mathrm{~m}$
法面保護工 $\mathrm{A}=366.7 \mathrm{~m}^{2}$
平成 30 年 7 月 24 日から
平成30年11月30日まで（130日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき，本市が資格認定したものとします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級，A等級，B等級のいずれかで登録されており，平成 30 年 4 月 1 日以降継続 して綾部市内に本店を有する単体業者で，申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）土木工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていな いこと。
（4）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者が配置で きること。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類
（1）一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し，紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。
（2）配置予定者名簿
電子入札システムで，一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。 ただし，紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月25日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者 は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東3階）とし，代金は1，190円で す。
（2）入札参加資格確認申請書の受付
（1）期間 平成 30 年 6 月 28 日（木）午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 28 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について
（1）一般競争入札参加資格確認通知書については，平成30年7月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）資格なしの通知を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面によ りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年7月5日（木）から平成 30 年 7 月 6 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによること としますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後5時までにフ アックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行 いません。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし，紙入札者の提出は 7 月 13 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 17 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。 （https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ ること。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 10 時 15 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとし ます。

また，他の工事の受注等により，「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は，本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札参加資格確認通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札参加資格確認後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱うこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号
$623-8501$
所 在 地 京都府綾部市若竹町8－1
綾部市役所本庁東3階
電話番号 $0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．1g．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由
$\qquad$
$\qquad$
$\qquad$

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 日 日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

# 一般競争入札参加資格確認申請書 

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

| 住 |  | 所 |
| :--- | :--- | :--- |
| 氏 |  |  |
|  |  |  |
| 名 |  |  |
| 電 | 話 | 番 | 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので，参加資格確認申請書を提出します。

工事番号
工事名
工事場所

## 様式 -3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：
工 事 名：
商号及び名称：


## 【記載上の注意事項】

## 1）配置予定者 共通

1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので，それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
2 下段には，手持工事の有無について記載し，手持ち工事がある場合は，全ての工事に ついて工事名，請負金額，役職名，完了予定日を記載してください。（ただし，当該工事 と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は，配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人，主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみ とします。）
3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で，「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし，新 たに採用された技術者を配置する場合は，この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

## 2）主任技術者

1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
2 請負金額が 3，500万円未満の場合は，他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが，請負金額が 3，500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため，特別な場合を除き，営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし，工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は，同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は，兼務する工事の当初請負額の合計が 3，500万円未満とします。（ただし，増額等により専任義務工事となった場合 は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3 ）現場代理人

1 本工事期間中，工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし，工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし，以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。）
（1）3）の1に規定する期間。
（2）一件の入札で複数の契約をする場合。
（3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として，以下の全てを満たす工事としま す。（ただし，公告等で専任を条件としている場合は除く。）
－兼務する工事が 2 件までであること。（ただし，災害復旧工事を含む場合は，既発注分も含め 3 件までとする。）
－兼務する工事が，綾部市又は国，地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし，綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は，他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

- 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- 連絡員及び連絡体制は，工事打合簿で明確にすること。また，連絡員は，元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが，ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
（4）兼務する工事が技術者非専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，次の全てを満たす工事とします。
- 兼務する工事が，綾部市内であること。
- 兼務する工事の当初請負金額の合計が 3，500万円未満であること。
（5）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 78 号

大規模改修事業費（小学校），中筋小学校屋内運動場屋根改修工事に係る入札参加資格について，次のとおりお知らせしますので，入札参加希望者は申請してください。な お，この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 30 年 6 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要
（1）工事番号 第430 47号
（2）工 事 名 中筋小学校屋内運動場屋根改修工事
（3）工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
（4）工事概要
瓦棒葺改修 $734 \mathrm{~m}^{2}$
庇改修 $79.4 \mathrm{~m}^{2}$
他 一式
（5）予定工期
平成 3 0 年 7月 24 日から
平成 30 年 10 月 21 日まで（ 90 日間）

2 入札参加資格
この工事の入札参加資格は，次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請 に基づき，本市が資格認定したものとします。
（1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（2）平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級 で登録されており，平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で，申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（3）建築工事に係る綾部市発注工事で，平成29年1月1日から平成29年12月 31 日の間において，完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていな いこと。
（4）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者が配置で きること。なお，ここでいう「恒常的な雇用関係」とは，この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類
（1）一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ し，紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2） 2 部を監理課へ持参により提

出すること。
（2）配置予定者名簿
電子入札システムで，一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。 ただし，紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」 を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付
（1）設計図書の閲覧
（1）期間 平成30年6月25日（月）午前9時から
（2）方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／PPI＿P）
ただし，これによりがたい場合は有償での配布としますので，希望者 は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約•指導検査担当（本庁東 3 階）とし，代金は150円です。
（2）入札参加資格確認申請書の受付
（1）期間 平成30年6月28日（木）午前9時から午後6時まで平成 30 年 6 月 29 日（金）午前 9 時から正午まで ただし，紙入札希望業者の提出で 6 月 28 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
（2）方法電子入札システムからの提出とします。ただし，紙入札希望業者は，監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について
（1）一般競争入札参加資格確認通知書については，平成30年7月上旬に電子入札 システムで通知します。ただし，紙入札希望業者には郵送で通知します。
（2）資格なしの通知を受けた者は，通知した日から起算して5日以内に，書面によ りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答
（1）期間 平成30年7月5日（木）から
平成 30 年 7 月 6 日（金）正午まで
（2）方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は，監理課への持参，ファックス，メールのいずれかによること としますが，持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時 から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
（3）対象入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
（4）回答 平成30年7月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システ ムに掲載します。ただし，紙入札希望業者には同日午後 5 時までにフ

アックスにて回答します。なお，質疑の無い場合は回答の掲載等は行 いません。

7 入札期間及び開札の日時
（1）入札期間
（1）日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 9 時から午後 2 時まで ただし，紙入札者の提出は 7 月 13 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと， 7 月 17 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。
（2）方法 電子入札システムからの提出とします。 （https：／／gprime－ebid．jp／26000／CALS／Accepter／）
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によ ること。
ただし，紙入札者は，監理課への持参による提出とします。作成方法 については，「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項 によること。
（2）開札の日時
平成 30 年 7 月 18 日（水）午前 10 時 30 分

8 入札保証金
入札保証金については，綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法
綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし，この工事は最低制限価格を設けているため，最低制限価格未満で入札し た者は失格とします。

10 入札の無効
入札の無効については，「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとし ます。

また，他の工事の受注等により，「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら れる場合は，本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否
郵送による入札は認めません。

12 その他
（1）工事概要，工事内容に関する問い合わせは，入札参加資格確認通知までは受け付けません。
（2）入札参加者は，本公告文，設計図書，仕様書及び契約書を熟読し，綾部市公共工事等電子入札運用基準，綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
（3）入札参加資格確認後，入札日までに本入札を辞退するときは，綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
（4）入札参加資格者であっても，入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり，関係法令に違反するなど，明らかに契約の相手方として不適当であると認められ た場合は，入札参加資格を取り消し文書で通知します。
（5）本案件は募集型競争入札のため，入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で あり，かつ，入札辞退の手続を行っていない場合においては，「不着」として取扱らこととし，次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先
綾部市建設部監理課契約•指導検査担当
郵便番号 623－8501
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8－1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 $0773-42-4276$（直通）
FAX番号 $0773-42-4406$（代表）
E－mail kanri＠city．ayabe．lg．jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由
$\qquad$
$\qquad$
$\qquad$

上記の案件は，電子入札対象案件ではありますが，今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため，紙入札方式 での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

綾 部 市 長 様

# 一般競争入札参加資格確認申請書 

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

| 住 |  | 所 |
| :--- | :--- | :--- |
| 氏 |  |  |
|  |  |  |
| 名 |  |  |
| 電 | 話 | 番 | 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので，参加資格確認申請書を提出します。

工事番号
工事名
工事場所

## 様式 -3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：
工 事 名：
商号及び名称：


## 【記載上の注意事項】

## 1）配置予定者 共通

1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありません ので，それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
2 下段には，手持工事の有無について記載し，手持ち工事がある場合は，全ての工事に ついて工事名，請負金額，役職名，完了予定日を記載してください。（ただし，当該工事 と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は，配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人，主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみ とします。）
3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で，「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし，新 たに採用された技術者を配置する場合は，この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

## 2）主任技術者

1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
2 請負金額が 7，000万円未満の場合は，他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが，請負金額が 7，000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため，特別な場合を除き，営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし，工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で，かつ，工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は，同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は，兼務する工事の当初請負額の合計が 7，000万円未満とします。（ただし，増額等により専任義務工事となった場合 は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

## 3）現場代理人

1 本工事期間中，工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし，工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし，以下に示す場合は複数の工事を兼務するこ とができます。）
（1）3）の1に規定する期間。
（2）一件の入札で複数の契約をする場合。
（3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として，以下の全てを満たす工事としま す。（ただし，公告等で専任を条件としている場合は除く。）
－兼務する工事が 2 件までであること。（ただし，災害復旧工事を含む場合は，既発注分も含め 3 件までとする。）
－兼務する工事が，綾部市又は国，地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし，綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は，他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）

- 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- 連絡員及び連絡体制は，工事打合簿で明確にすること。また，連絡員は，元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが，ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
（4）兼務する工事が技術者非専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，次の全てを満たす工事とします。
- 兼務する工事が，綾部市内であること。
- 兼務する工事の当初請負金額の合計が 7，000万円未満であること。
（5）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は，上記（3）に示す共通条件の他，近接関連工事であること。


綾部市公告第79号

下水道法第 4 条第 1 項の規定により綾部市公共下水道の事業計画を変更しようとす るので，同条同項で規定する同法施行令第 3 条の規定により，次のとおり公告し，当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該事業計画の案については，縦覧期間満了の日までに綾部市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 6月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 下水道の名称綾部市公共下水道
2 予定処理区
綾部市「区域は下水道計画一般図表示のとおり」
3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手予定年月日 平成元年10月17日
工事完成予定年月日 平成 3 6年3月31日
4 都市計画の案の縦覧場所
綾部市役所上下水道部下水道課
5 縦覧期間
平成 30 年 6 月 27 日（水曜日）から平成 30 年 7 月 11 日（水曜日）まで （土曜日，日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第 80 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 38 第 1 項の規定により，次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があ ったことについて，当該申請を相当と認めましたので，同条第2項の規定により次のと おり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について，その所有権の保存又は移転の登記 をすることについて異議のある登記関係者等は，この公告期間内にお申し出ください。

なお，異議を述べることができる登記関係者等は，当該不動産の表題部所有者若しく は所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有すること を疎明する者です。

平成 30 年 6 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称，区域及び主たる事務所の所在地
（1）名称
於与岐区
（2）区域
綾部市於与岐町の全区域
（3）主たる事務所の所在地
綾部市於与岐町宮ノ下18番地

2 申請不動産に関する事項
（1）土地

| 番号 | 地目 | 面積 | 所在地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | 山林 | 52 平方メートル | 綾部市於与岐町仲山口1番2 |
| （2） | 保安林 | 198平方メートル | 綾部市於与岐町大谷 8016 番乙 |
| （3） | 山林 | 231 平方メートル | 綾部市於与岐町下山 2 番 |
| （4） | 山林 | 42 平方メートル | 綾部市於与岐町下山 2 番 1 |
| （5） | 山林 | 2536 平方メートル | 綾部市於与岐町田和 8015 番 1 |
| （6） | 山林 | 30109 平方メートル | 綾部市於与岐町田和 8031 番 |
| （7） | 保安林 | 11404 平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ口 8002 番 |
| （8） | 保安林 | 99 平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ口 8002 番 2 |
| （9） | 保安林 | 495 平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノロ 8002 番 3 |
| （10） | 保安林 | 183557 平方メートル | 綾部市於与岐町大谷川66番1 |


| （11） | 保安林 | 65900 平方メートル | 綾部市於与岐町大谷川66番2 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （12） | 保安林 | 52819 平方メートル | 綾部市於与岐町ヲナル 89 番 |
| （13） | 保安林 | 1024 平方メートル | 綾部市於与岐町ヲナル 89 番2 |
| （14） | 保安林 | 119 平方メートル | 綾部市於与岐町ヲナル 89 番 3 |
| （15） | 原野 | 23 平方メートル | 綾部市於与岐町カミノ谷10番4 |
| （16） | 雑種地 | 165 平方メートル | 綾部市於与岐町金又 8006 番 1 |
| （17） | 山林 | 6123 平方メートル | 綾部市於与岐町安ノ坂 8 0 3 4 番1 |
| （18） | 畑 | 51 平方メートル | 綾部市於与岐町安ノ坂 61 番 1 |
| （19） | 宅地 | 548．76平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ下 17 番 |
| （20） | 宅地 | 1067．76平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ下 15 番•16番• 18 番合併 |
| （21） | 宅地 | 195．04平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ下 12 番 1 |
| （22） | 宅地 | 287．60平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ下 13 番 1 |
| （23） | 宅地 | 56．19平方メートル | 綾部市於与岐町宮ノ下 14 番 6 |

（2）表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所
（1）綾部市於与岐町仲山口 1 番 2 の山林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（2）綾部市於与岐町大谷 8 0 1 6 番乙の保安林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（3）綾部市於与岐町下山 2 番の山林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（4）綾部市於与岐町下山 2 番 1 の山林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（5）綾部市於与岐町田和 8015 番1の山林
氏名 吉崎 五左衛門
住所 何鹿郡東八田村大字於與岐小字木戸場 22 番地

氏名 坂田 重幸
住所 京都府綾部市於与岐町宮ノ下 41 番地の 1

⑥綾部市於与岐町田和 8 0 3 1 番の山林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（7）綾部市於与岐町宮ノロ 8002 番の保安林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（8）綾部市於与岐町宮ノロ 8002 番2の保安林
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（9）綾部市於与岐町宮ノロ 8002 番 3 の保安林

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（10）綾部市於与岐町大谷川66番1の保安林
氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（11）綾部市於与岐町大谷川66番2の保安林
氏名 福井 武志
住所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（12）綾部市於与岐町ヲナル 89 番の保安林

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（13）綾部市於与岐町ヲナル 89 番2の保安林
氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田1番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（14）綾部市於与岐町ヲナル 89 番 3 の保安林
氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於與岐町迫田1番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於與岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（15）綾部市於与岐町カミノ谷10番4の原野
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（16）綾部市於与岐町金又8006番1の雑種地
氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地
（17）綾部市於与岐町安ノ坂 8 O 3 4 番1の山林
氏名 吉田 萬吉
住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 64 番戸

氏名 吉田 忠兵衞
住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐112番戸

氏名 上野 忠幸
住所 京都府綾部市於与岐町下ノ谷 33 番地

氏名 吉﨑 喜一
住所 京都府綾部市於与岐町田和58番地の1
（18）綾部市於与岐町安ノ坂 61 番 1 の畑
氏名 吉田 忠兵衞
住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐112番戸

氏名 吉田 萬吉
住所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐安ノ坂 50 番地

氏名 上野 忠幸
住所 京都府綾部市於与岐町下ノ谷 33 番地

氏名 吉﨑 喜一
住所 京都府綾部市於与岐町田和 58 番地の 1
（19）綾部市於与岐町宮ノ下 17 番の宅地
氏名 吉﨑 正光
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 福井 治兄
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

氏名 野瀬井 石夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地

氏名 瀧花 利朗
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地
（20）綾部市於与岐町宮ノ下 15 番•16番•18番合併の宅地
氏名 野瀬井 常夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利夫
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地
（21）綾部市於与岐町宮ノ下 1 2 番 1 の宅地
氏名 野瀬井 常夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利夫
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地
（22）綾部市於与岐町宮ノ下13番1の宅地
氏名 野瀬井 常夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利夫
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 34 番地
（23）綾部市於与岐町宮ノ下 1 4 番6の宅地
氏名 野瀬井 常夫
住所 京都府綾部市於与岐町向坊 68 番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

氏名 吉崎 正
住所 京都府綾部市於与岐町木戸場 22 番地

氏名 瀧花 利夫
住所 京都府綾部市於与岐町カリヤバ 3 4 番地

3 公告期間
平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 9 月 27 日まで

4 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定す る申出書の様式に必要事項を記載し，登記関係者等であること及び申出書に記載され た氏名及び住所を確認できる書類を添えて，綾部市市民環境部市民協働課に提出して ください。

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第14号）第43条の2第1項 の規定に基づき，次の催しを指定催しとして指定する。

平成 30 年 6 月 26 日

綾部市消防長 上 原 博 一

1 催しの開催場所 綾部市川栄町，並松町及び西町1丁目•2丁目

2 催しの名称 あやべ水無月まつり

3 催しの開催期間 平成30年7月28日（土）10時から22時まで ※露店による火気使用は主に17時以降

綾部市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第162号）第14条の規定 により，平成 30 年第 6 回（ 6 月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成 30 年 6 月 25 日
綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

1 日 時 平成 30年6月26日（火）午前10時から
2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
3 報告事項

- 綾部市部活動指導指針について
- 第40回あやべ夏の大ジャンボリーについて
- クールスポット（図書館，市民プール）について

4 事務連絡
－各課からの連絡事項

